

不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業のための現地事務所及び駐車場の公募について

広島法務局においては、令和2年4月から不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「14条地図」という。）の作成作業を予定しています。

つきましては、14条地図の作成のために必要となる現地事務所及び駐車場を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

(1) 契約名

令和2年度広島法務局不動産登記法第14条第1項地図作成作業（従来型）現地事務所及び駐車場賃貸借契約

(2) 業務場所

募集要領のとおり

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

(4) 現地事務所の仕様

募集要領のとおり

2 公募に参加できる者

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は広島県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

(5) 広島法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業

所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

3 公募参加申請書、募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

令和2年1月30日（木）から同年2月17日（月）まで
午前9時から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所及び問合せ先

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎3号館3階
広島法務局会計課施設係 田中
電話 (082) 228-5914 (直通)

4 応募の受付

(1) 受付期間

令和2年1月30日（木）から同年2月17日（月）まで
午前9時から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 応募方法

公募参加申請書及び募集要領で明らかにする現地事務所及び駐車場の仕様を満たしていることが分かる資料を上記3(2)の提出先に郵送又は直接持参により提出すること。

なお、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参すること。

(3) 提出先

上記3(2)に同じ

5 契約書作成の要否

要

令和2年1月30日

広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島法務局長 堀 恩 惠